

運 営 規 程

指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所

済生会ケアハウス姫原

目次

第1条	事業の目的	2
第2条	運営の方針	
第3条	職員の職種及び職務内容	
第4条	入居定員及び居室数	3
第5条	サービスの内容及び利用料その他費用の額	
第6条	介護予防特定施設入居者生活介護の取扱方針	4
第7条	内容及び手続の説明及び契約等	
第8条	介護予防特定施設サービス計画の作成	5
第9条	介護	
第10条	サービス提供の記録	
第11条	家族との連携等	
第12条	勤務体制の確保	6
第13条	サービス拒否の禁止	
第14条	利用申込及び利用契約	
第15条	サービス提供困難者への対応	
第16条	掲示及び広告	
第17条	秘密保持	
第18条	非常災害対策	7
第19条	緊急時の対応	
第20条	苦情処理	
第21条	協力医療機関	
第22条	事故発生時の対応	
第23条	記録の整備	
第24条	居室の変更	
第25条	入所者留意事項の配布	
第26条	身体拘束及び虐待防止に向けた体制等	
第27条	認知症に係る取組み	
第28条	感染症や災害への対応力強化	

指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所 ケアハウス姫原運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人^{思馬}_{財団}済生会支部愛媛県済生会が開設するケアハウス姫原（以下「施設」という。）が行う指定介護予防特定施設入居者生活介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の職員が要支援状態にある者に対し、指定特定施設入居者生活介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設の職員は、利用者が要支援状態となった場合でも、利用者が当該指定介護予防特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。
- 2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供するよう努めるものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の指定居宅サービス事業所等と綿密な連携を図り、総合的な保健・医療・福祉サービスの提供に努めるものとする。
 - 4 看取り介護については、医師、看護師、介護支援専門員、生活相談員、介護員、管理栄養士等が共同し、人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインに沿って、本人等の意思を尊重した医療・ケアの方針を決定し、看取り介護を行うものとする。
 - 5 施設は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 当該施設に勤務する職員の配置数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 施設長 管理者
配置数 常勤兼務1名以上
職務内容 職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、本事業の適正な執行のために必要な指揮命令を行う。
- 二 生活相談員
配置数 常勤換算1名以上
職務内容 利用者の心身の状況、その他置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。
- 三 看護職員

配 置 数 常勤換算 1 名以上

職 務 内 容 利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる。また、必要に応じ、医師の指示に基づいた医療行為を行う。

四 介 護 員及び看護職員

配 置 数 常勤換算 9 名以上

職 務 内 容 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう特定施設サービス計画に基づいた介護サービスを行う。

五 機能訓練指導員

配 置 数 1 名以上

職 務 内 容 利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。

六 計画作成担当者

配 置 数 1 名以上

職 務 内 容 利用者またはその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、特定施設サービス計画の作成、変更を行う。

(入居定員及び居室数並びに入居条件)

第4条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業の定員は 30 名とする。

2 施設は、前項に掲げる定員数以上の利用者に対して同時に指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスを行ってはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情が生じた場合はこの限りではない。

3 居室の種別及び戸数は以下のとおりとする。

(1) 個 室 28 室

(2) 夫婦室 1 室

4 施設に入居できる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 年齢は 60 歳以上の者。(ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入居させることが必要と認められる者を除く)

(2) 問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者。

(3) 生活費に充てることのできる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料の支払いができる者。

(4) 確実な保証能力を有する身元保証人が立てられる者。

(サービスの内容及び利用料その他費用の額)

第5条 施設が行う指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスの内容は次のとおりとし、別紙「利用料規程」により定めるものとする。

施設が法定代理受領サービスに該当する指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供した場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

る。

一 指定介護予防特定施設入居者生活介護・機能

① 要支援 1

② 要支援 2

協力医療機関連携加算
生活機能向上連携加算
介護職員等処遇改善加算 I
サービス提供体制強化加算
退居時情報提供加算
高齢者施設等感染対策向上加算
新興感染症等施設療養費
生産性向上推進体制加算 II
高齢者虐待防止措置未実施減算
業務継続計画未実施減算
科学的介護推進体制加算

2 施設は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額を利用者から徴収することができる。徴収する金額については、記載のないものは実費徴収とする。

- (1) 個別的な外出介助費用 1時間あたり 2,550円（以降30分ごとに830円）
- (2) 個別的な買い物等の代行費用 1時間あたり 1,910円（以降30分ごとに830円）
- (3) 日常生活用品費 実費
- (4) 理美容サービス 実費
- (5) レクリエーション・クラブ活動 材料費等の実費
- (6) 複写物の交付 1枚あたり 10円
- (7) 共用洗濯機、乾燥機使用 1回当たり 100円
- (8) インフルエンザ予防接種費用 実費
- (9) 洗濯代行 1ネットにつき 150円
- (10) 水光熱費・電話代 実費
- (11) テレビ使用 1日につき 200円
- (12) 冷蔵庫使用 1日につき 200円
- (13) 体験入居費用 1日につき 2,280円
- (14) 訪問診療お車代 実費

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（介護予防特定施設入居者生活介護の取扱方針）

第6条 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 3 職員は、指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 施設は、指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。
- 5 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 施設は身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図り、身体拘束等の適正化のための指針を整備しなければならない。
- 7 施設は介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しなければならない。
- 8 施設は自らその提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

- 第7条 施設は、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用料の額及びその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。
- 2 施設は、前項の契約において、利用者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

(介護予防特定施設サービス計画の作成)

- 第8条 施設長は、計画作成担当者に介護予防特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
 - 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の職員と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
 - 4 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

い。

- 5 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画作成後においても、他の職員との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者について解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

(介護)

- 第9条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 施設は、自ら入浴が困難な利用者について、一週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきを行わなければならない。
 - 3 施設は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
 - 4 施設は、前3項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容、その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(サービス提供の記録)

- 第10条 施設は、指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(家族との連携等)

- 第11条 施設は、常にその家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(勤務体制の確保)

- 第12条 施設は、利用者に対し、適切な介護予防特定施設入居者生活介護その他サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定めておかななければならない。
- 2 施設は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業の職員によって指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供しなければならない。
 - 3 施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
 - 4 施設は、ハラスメント対策として以下の措置を講ずる。
 - 一 施設におけるハラスメントの内容及び施設におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、そのことについて周知徹底する。
 - 二 施設は、ハラスメントに対応する担当者を定め、相談への対応のための窓口として職員へ周知する。
 - 三 利用者又はその家族等からのハラスメント対策として、ハラスメント対策マニュアルを

策定し、防止に努める。

(サービス拒否の禁止)

第13条 施設は、正当な理由なく、指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供を拒むことができないものとする。

(利用申込及び利用契約)

第14条 指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスを利用しようとする者は、「指定介護予防特定施設入居者生活介護サービス利用申込書」により申込手続きを行うものとする。

2 施設は、指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスの開始に際しては、利用者と指定特定施設入居者生活介護事業利用契約を締結しなければならない。

(サービス提供困難者への対応)

第15条 施設は、利用者に対して、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供が困難であると判断した場合は、利用者又はその家族の希望を尊重し、必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 前項の場合においては、居宅介護支援事業者への情報提供、保健・医療・福祉サービス機関との連絡調整を行うものとする。

(掲示及び広告)

第16条 施設は、施設内の見やすい場所に運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項及び苦情の受付に関する事項を掲示しなければならない。

2 施設は、指定介護予防特定施設入居者生活介護について広告を掲載する場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

3 施設は、重要事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

4 施設は原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持)

第17条 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報の内容をみだりに他人に漏らす等、不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 施設は、職員との雇用契約内容に利用者またはその家族の個人情報保護に関する内容を明記するものとする。

3 利用者またはその家族の個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法に基づき適切に取扱わなければならない。

(非常災害対策)

第18条 施設は、非常災害に備えて具体的な災害対策マニュアルを定めるとともに、年2回の避難訓練を実施するものとし、施設の点検整備、避難、救出訓練等を実施する。

- 一 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生のある箇所等の定期点検。
- 二 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- 三 前各号に掲げる事項の実施については、施設が定める。

(緊急時等の対応方法)

第19条 施設は、サービス提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、施設の医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておくものとする。

- 2 施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第20条 職員は、利用者の健康状態の急変又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに医師に連絡する等の措置を講じるとともに、施設長に報告しなければならない。

- 2 苦情処理の取扱いに関しては、施設が別に定める苦情処理規程に基づき対応するものとする。

(協力医療機関)

第21条 施設は、入院治療を必要とする利用者の為に、予め協力医療機関を定めるものとし、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- 一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 利用者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、松山市に届け出るものとする。
- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 施設は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応) (安全管理体制)

第 22 条 施設は、事故発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、事故発生防止のための指針を整備し、定期的に委員会を行うこととする。
 - 二 施設は、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備することとする。
 - 三 施設長を安全対策管理者とすることとする。また別に安全対策担当者を配置することとする。
 - 四 事故発生防止のための委員会(随時)及び従業者に対する研修を定期的(年2回)に行うこととする。
- 2 施設は、利用者に対するサービスの提供において事故が発生した場合は、前項のマニュアルに基づいて、直ちに管理者の責任において必要な措置を採るとともに、利用者の家族等に連絡しなければならない。死亡事故その他重大な事故については、遅滞なくその概要を県及び利用者の住所のある市町村に報告することとする。
- 3 事故が発生した場合は、管理者はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じなければならない。事故に至らない出来事(インシデント)についても、同様とする。
- 4 施設は、前項の事故状況及び事故に際して採った措置について記録するものとする。
- 5 施設は、利用者に対するサービスの提供の際、施設の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、天災地異等不可抗力による場合を除き、損害賠償を速やかに行うものとする。但し、当該事故の発生につき、利用者の側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができる。

(記録の整備)

第 23 条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 施設は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- 一 介護予防特定施設サービス計画
- 二 第9条に規定するサービス内容等の記録
- 三 第6条第5項に規定する身体拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 市町村への通知に関する記録
- 五 苦情の内容等の記録
- 六 事故に関する記録

(居室の変更)

第 24 条 施設長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する時は、居室を変更するものとする。

- (1) 二人部屋の利用者のいずれか一方が死亡等により 1 人となったとき。
- (2) 入所者の身体機能の低下等のため、居室を変更することが適当と認められたとき。
- (3) 前各号のほか、本人が希望し、かつ施設が居室の変更が必要と認めるとき。

(入所者留意事項の配布)

第 25 条 施設は、円滑な施設運営を期するため、別に定める留意事項を入所者に配布し、その趣旨を十分に周知徹底するものとする。

(身体拘束及び虐待防止に向けた体制等)

第 26 条 施設は、サービス提供するに当たって、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、虐待発生防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

一 施設は、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は生活相談員とする。

二 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、3ヶ月に1回以上、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システム等を用いて実施し、職員に周知徹底を図る。

三 職員は、年2回以上、虐待発生防止に向けた研修を受講する。

四 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(認知症に係る取組み)

第 27 条 施設は、認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、認知症に係る研修（認知症介護実践者等養成研修、認知症介護実践研修【実践リーダー研修】等を修了した職員を配置し、介護サービス情報公表制度において公表する。

2 介護に直接携わる職員うち、医療・福祉関係の資格を有さない職員についても認知症介護基礎研修を受講させることとする。

(感染症や災害への対応力強化)

第 28 条 施設は、感染症対策強化として、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する感染委員会を3ヶ月に1回以上実施し、指針の整備、感染症に関する研修の実施、訓練（シミュレーション）についても、適宜、行うこととする。

2 施設は、災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定を行い、職員に周知するとともに、研修の実施、訓練（シミュレーション）について、適宜、行うこととする。

3 施設は訓練の実施にあたっては、防災協定を締結している姫原町内会の参加協力が得られるよう連携に努める。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する

ための委員会の設置)

第 29 条 施設は、施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

附則 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 20 年 9 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 22 年 9 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 26 年 6 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 26 年 11 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 28 年 3 月 1 日より施行する。

第 5 条 2 項 (6) の預り金管理費用については平成 28 年 3 月 1 日をもって廃止。

附則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 28 年 6 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 28 年 11 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、令和元年 10 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、令和 3 年 11 月 10 日より施行する。

附則 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。